告示

○金融庁告示第十六号

ザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービシズ・グループ・インクが、平成二十六年七月一日付でハートフォード生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項の規定によりザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービシズ・グループ・インクの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

金融庁長官　細溝　清史

○金融庁告示第十七号

ハートフォード・ライフ・インクが、平成二十六年七月一日付でハートフォード生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項の規定によりハートフォード・ライフ・インクの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

金融庁長官　細溝　清史

○金融庁告示第十八号

株式会社損害保険ジャパンが、平成二十六年八月一日付で損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項の規定により株式会社損害保険ジャパンの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

金融庁長官　細溝　清史

○金融庁告示第十九号

アイエヌジー　インシュランス　インターナショナル　Ⅱ　ビー・ヴィが、平成二十六年九月三十日付でアイエヌジー生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項の規定によりアイエヌジー　インシュランス　インターナショナル　Ⅱ　ビー・ヴィの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

金融庁長官　細溝　清史

○金融庁告示第二十号

プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッドが、平成二十七年二月五日付でピーシーエー生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項の規定によりプルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッドの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

金融庁長官　細溝　清史

○金融庁告示第二十一号

プルーデンシャル・ピーエルシーが、平成二十七年二月五日付でピーシーエー生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項の規定によりプルーデンシャル・ピーエルシーの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

金融庁長官　細溝　清史

○法務省告示第百七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

法務大臣　上川　陽子

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
千代田工業株式会社	愛知県大府市北崎町大島二十三番地	溶接

二　対象となる者　平成二十七年三月二十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

中央鉄建株式会社	北海道札幌市清田区真栄六十一	鉄筋施工
株式会社菅原工業	宮城県気仙沼市赤岩迎前田百三十二番地	建設機械施工
株式会社上伸	宮城県刈田郡七ケ宿町字瀬見原九十番地	配管
共栄工業株式会社	山形県上山市中山五千七百十六番地	機械加工
有限会社安部建業	福島県二本松市木幡字川面五十一番地	型枠施工
有限会社斎田鉄工所	福島県岩瀬郡鏡石町諏訪町四百五十四番地	鉄工
有限会社船橋鉄筋工業	茨城県常陸大宮市田子内町三千十五番地の十九	鉄筋施工
株式会社フジ住研	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原三十一番地十四	とび
株式会社竹村左官店	長野県飯田市山本六千七百四十二番地一	左官
株式会社有賀工業	長野県上伊那郡辰野町大字平出二千三百七十六番地一	とび
有限会社森島鉄筋工業	静岡県浜松市北区都田町七千七百七番地の二十九	鉄筋施工
有限会社ミウラ美装	長崎県諫早市森山町杉谷百八番地一	内装仕上げ施工

○法務省告示第百七十三号

さいたま地方法務局に備えてあったさいたま市見沼区大字小深作字程島壱五五番八の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十七年三月二十日から平成二十七年六月二十二日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成二十七年三月二十日

法務大臣　上川　陽子